

令和2年5月25日

保護者の皆様

江南市立古知野西小学校
校長 天 野 拓 夫

新型コロナウイルス感染予防に関わる学校の対応等について

初夏の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
感染症対策について、当面の間、下記のように取り組んでいきます。ご家庭におかれましては、登校前の対応につきまして、格別のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 登校前
(ご家庭でお願いしたいこと)
 - ・検温し、検温カードに体温とサインを記入してください。(検温カードは最初の登校日に配付します。最初の登校日は、連絡帳に記入してください。)
 - ・発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養させてください。登校後、発熱など体調不良の場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。
 - ・マスクを着用させてください。ハンカチ、鼻紙を持たせてください。
 - ・熱中症対策として、スポーツドリンク(水筒等の中に)や、ネッククーラーの使用など、可とします。
- 2 登校時
 - ・集合場所での密接、密集を避ける。
 - ・密接を防ぐため、一列になって歩く。
- 3 登校後
 - ・家庭で検温をし忘れた児童は、教室に入る前に、プレハブ校舎玄関にて職員が検温する。
 - ・手洗いをした後、学級活動前に、アルコールで手指消毒をする。
 - ・学校生活においては通常、児童・教職員ともに、マスクを着用する。
- 4 授業中
 - ・冷房中であっても、教室は2方向のそれぞれの1つ以上の窓を開けておく。
 - ・座席は、一列ごとの配置とする。
 - ・学習スタイルとして、グループ学習やペア学習をなるべく避ける。
 - ・多人数が共用する特別教室(理科室、家庭科室など)の使用を避ける。
 - ・共用の教材・教具等の使用をできるだけ避ける。使う場合は、使用前後の手洗いを徹底する。使った共用教具は消毒をする。
 - ・家庭科の調理実習、体育科の接触を伴う運動などは、年間の学習順序を入れ替えるなどして行わない。体育や音楽などは、互いの距離をとって行う。
 - ・多人数が密集する集会等、大人数が密集して一度に集まることを避ける。
- 5 放課時
 - ・教室の全換気を行う。
 - ・外から教室に戻るとき、トイレの後には、手洗いをする。
 - ・運動場での、遊具、ボール遊びは行わない。
 - ・図書館は閉館する。学級文庫の本の閲覧も行わない。再開した際には、貸出返却のみ行う。図書館内での滞在はできるだけ短くする。使用の前後で手洗いをを行う。

6 給食時

- ・机を向かい合わせにせず、個々に前を向いて食事をする。
- ・会食前に、手洗いをした後、アルコールで手指消毒をする。
- ・配膳や片付け時に密接、密集にならないようにする。
- ・おかわりの配食は教職員が行う。
- ・給食時のお茶は、提供を中止する。(水筒の用意を、多めにご準備ください。)
- ・共有に不安のある家庭については、マイ箸、マイエプロン、三角巾の持参も可とする。

7 清掃時

- ・トイレ掃除は行いません。(下校後、教職員が行う)
- ・雑巾を使った清掃は行いません。
- ・換気を行う。
- ・活動後、手洗いをを行う。

8 下校時

- ・運動場に集合するときには、密集しないように広がって並ぶ。
- ・密接を避けるため、一列になって歩く。

9 在校中の体調不良時

- ・保健室は、怪我等への応急処置やアレルギー・持病による体調不良等への対応に絞り、できるだけ短時間に退室するよう促す。
- ・発熱等の体調不良を訴える場合は、速やかなお迎えを保護者に依頼する。保護者を待つ間は、臨時保健室で休養させる。臨時保健室は、現在の会議室(北館1階の来賓玄関横)とし、ベッド等を設置する。
- ・普段の係児童の付き添いによる保健室への来室はせず、教職員が付き添うようにする。
- ・養護教諭は密接して対応するため、児童の疾病等に対処する際には、フェイスシールドを着用する。

10 児童下校後

- ・多くの児童が手を触れる場所(机、椅子、ドアノブ、手すり、スイッチなど)を消毒する。
- ・児童が運動場に遊びに来ることは可とするが、遊び方については、遊具を使用したり、密集になったりしないように注意を促す。

11 その他

- ・欠席は、電話で連絡をお願いします。欠席者については、授業後に担任から電話をかけさせていただきます。配付物等がある場合は、保護者の方で学校まで取りに来てください。通学班は、出発予定時刻が来たら出発する体制になっていますので、通学班への連絡は必要ありません。

対応の基本的な考え

- ① 集団感染リスクの対応として、以下の3条件が重ならないように努めます。

「換気の悪い密閉空間」「多くの人との密集」「近距離での会話や発声」

- ② 咳エチケット、正しい手洗いの仕方を指導します。
- ③ 児童の心身の健康状態の把握に努めます。
- ④ 偏見や差別を生まない人権啓発に努めます。
- ⑤ 学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制のもと、対応を行っていきます。